

税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府（以下それを「締約国政府」といひ、併せて「両締約国政府」という。）は、

日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英國」という。）との間の商業上の関係の重要性を考慮し、また、両国の利益のために、このような関係の調和的発展に寄与することを希望し、この目的を達成するために、税関協力の発展のための約束が存在すべきであることを信じ、

税関手続きに関する両締約国政府間の税関協力の発展を考慮し、

関税法令に違反する活動がそれぞれの国の経済上、財政上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、また、関税その他の税の正確な査定を確保することの重要性を認識し、

税関当局間の協力がこのような活動に対する措置を一層効果的なものとし得ることを確信し、

貿易の円滑化を促進する上で税関当局の重要な役割及び税関手続きの重要性を認識し、

知的財産権の侵害の防止における税関の措置及び協力についての両締約国政府の高い水準での決意に留意し、

それぞれの国が既に受諾し、又は適用する国際条約に基づいて課される義務及び世界貿易機関が行う税関に関連する活動に留意し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会（世界税関機構と称することもある。）の勧告に留意して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「関税法令」とは、日本国又は英國の法令であつて、物品の輸入、輸出及び通過を規律し、並びにその他の税関手続の管理下に物品を置くことを規律するもの（税関当局の権限に属する禁止、制限又は規制の措置を含む。）をいう。

(b) 「税関当局」とは、日本国においては財務省、英國においては歳入関税庁及び税關に係る事項に責任を有するその他の当局をいう。

(c) 「要請当局」とは、この協定の規定に基づき支援を要請する締約国政府の税関当局をいう。

(d) 「被要請当局」とは、この協定の規定に基づき支援の要請を受領する締約国政府の税関当局をいう。

(e) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る個人に関する全ての情報をいう。

(f) 「関税法令に違反する活動」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(g) 「者」とは、自然人、法人又は各締約国政府の国の法令に基づいて設立され、若しくは組織された法

人格を有しない他の団体であつて、物品の輸入、輸出又は通過を行うものをいう。

(h) 「情報」とは、データ、文書、報告その他のあらゆる形式の情報（これらの電子的写しを含む。）を

いう。

第二条 地理的適用

この協定は、

(a) 日本国については、日本国の関税法令が施行されている日本国領域に適用する。

(b) 英国については、英國、マン島並びにジヤージー代官管轄区及びガーンジー代官管轄区の領域に適用する。

第三条 実施

この協定は、両締約国政府により、各の法令に従つて、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第四条 協力の範囲

1 この協定において、税関協力は、関税法令の適用に関する全ての事項を対象とする。

2 両締約国政府は、それぞれの税関当局を通じて、税関協力を発展させることを約束する。特に、両締約国政府は、次の事項において協力する。

(a) 確実かつ迅速な情報交換を促進するため、それぞれの税関当局間の連絡経路を設け、及び維持すること。

(b) それぞれの税関当局間の効果的な調整を促進すること。

(c) この協定に関する他の行政事項であつて両締約国政府の共同行動を隨時必要とするもの

3 両締約国政府は、また、国際的な基準に従つて税関分野における貿易の円滑化に関する措置を発展させるため、それぞれの税関当局を通じて協同の努力を払うことと約束する。この協同の努力には、世界税関機構によつて採択された国際的な貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み（SAFE枠組みと称される。）に従つて実施されるそれぞれの認定事業者制度を相互に承認することを決定することを含めることができる。

第五条 支援の範囲

1 両締約国政府は、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、かつ、この協定が定める方法及び条件に従い、特に税関法令に違反する活動を防止し、調査し、及びこれに対応することにより税関法令の適正な適用を確保するため、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

2 この協定の規定に基づく税關に係る事項における支援については、この協定を適用する権限を有する両締約国政府の税關当局間で提供する。当該支援は、国際協定又は各締約国政府の国の法令に基づく刑事問題における相互支援に係るいずれの締約国政府の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

3 この協定は、関税、租税又は罰金を徴収するための支援を対象としない。

第六条 他の国際協定との関係

この協定は、他の国際協定に基づくいづれの締約国政府の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

第二章 税関協力

第七条 税関手続における協力

両税関当局は、物品の適法な移動を促進するため、この協定の規定に従い、税関技術及び手続を改善するための措置並びにコンピュータ・システムに関し、情報及び専門知識を交換する。

第八条 技術協力

両税関当局は、この協定の規定に従い、税関技術及び手続を改善するための措置並びにこれらの目的を達成するためのコンピュータ・システムに関し、技術協力を相互に提供し、人員の交流及び専門知識の交換を行うことができる。

第九条 國際機関における討議

両税関当局は、世界税関機構、世界貿易機関等の関連する国際機関の枠内での税関に係る事項に関する討議を促進するため、共通の関心事項に関する協力を発展させ、及び強化するよう努める。

第三章 相互行政支援

第十条 要請に基づく支援

- 1 被要請当局は、要請当局の要請があつた場合には、要請当局の国の関税法令の適正な適用を確保することを可能とする全ての関連する情報（関税法令に違反する活動又は関税法令に違反し得る活動として発見され、又は計画されたものに関する情報を含む。）を提供する。特に、被要請当局は、要請があつた場合には、要請当局に対し、要請当局の国の関税法令に違反する活動となり得る活動に関する情報（例えば、不正確な税関申告及び原産地証明書、仕入書その他の文書であつて不正確又は虚偽であると知られ、又は疑われているもの）を提供する。
- 2 被要請当局は、要請当局の要請があつた場合には、要請当局に対して次の事項を通報する。
 - (a) 要請当局の国についてこの協定が適用される領域から輸出された物品が、被要請当局の国についてこの協定が適用される領域に適正に輸入されたか否か。被要請当局は、適當な場合には、当該物品に適用する税関手続を特定する。
 - (b) 要請当局の国についてこの協定が適用される領域に輸入された物品が、被要請当局の国についてこの

協定が適用される領域から適正に輸出されたか否か。被要請当局は、適當な場合には、当該物品に適用する税関手続を特定する。

3

被要請当局は、要請当局の要請があつた場合には、被要請当局の国の法令の範囲内で、次の事項について情報を提供し、及び特別な監視を行う。

- (a) 要請当局の国の関税法令に違反する活動に関与し、又は関与してきていると信ずるに足りる合理的な理由がある者
- (b) 要請当局の国の関税法令に違反する活動に使用されることが意図されていると信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により物品が蔵置され、若しくは収集されてきている場所又はそのような方法により当該物品が蔵置され、若しくは収集される可能性のある場所
- (c) 要請当局の国の関税法令に違反する活動に使用されることが意図されていると信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により輸送され、又は輸送される可能性のある物品
- (d) 要請当局の国の関税法令に違反する活動に使用されることが意図されていると信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により使用され、又は使用される可能性のある輸送手段

第十一條　自発的な支援

両締約国政府は、自己の発意により、かつ、それぞれの国の法令に従い、特に他方の締約国政府の国の經濟、公衆衛生、公共の安全又はこれらに類する重要な利益に實質的な損害を与える状況において、関税法令の適正な適用のために必要であると認める場合には、特に次のものに関して入手した情報を提供することによつて相互に支援を行う。

- (a) 関税法令に違反する活動又はそのように認められる活動であつて、他方の締約国政府が関心を有する可能性のあるもの
- (b) 関税法令に違反する活動の遂行に用いられる新たな手段又は方法
- (c) 関税法令に違反する活動の対象となることが知られている物品
- (d) 関税法令に違反する活動に関与し、又は関与してきてると信ずるに足りる合理的な理由がある者
- (e) 関税法令に違反する活動に使用されており、使用され、又は使用される可能性があると信ずるに足りる合理的な理由がある輸送手段

第十二条　支援の要請の形式及び内容

1 この協定の規定に基づく要請は、英語による書面によつて行う。この要請には、その要請に応ずることを可能とするために必要な文書を添付する。事態の緊急性により必要な場合には、口頭による要請であつても受理され得る。ただし、口頭による要請は、直ちに書面によつて確認されなければならない。

2 1の規定に従つて行う要請には、次の情報を含めるものとする。

- (a) 要請当局
 - (b) 要請する措置
 - (c) 要請の目的及び理由
 - (d) 調査の対象となる者に関する可能な限り正確かつ包括的な記述
 - (e) 関連事実及び既に実施された調査の概要
 - (f) 関連する法的要素
- 3 要請が1及び2の形式的な要件を満たしていない場合には、被要請当局は、当該要請を訂正し、又は不備のないものとするよう求めることができるものとし、その間予防措置を講ずることができる。

第十三条 要請の実施

1 被要請当局は、支援の要請に応ずるため、その権限及び利用可能な資源の範囲内で、既に有する情報を提供すること、適当な調査を実施すること又は当該調査が実施されるための手配を行うことにより、全ての合理的な措置をとる。

2 支援の要請は、被要請当局の国の法令に従つて実施される。

3 正當に権限を有する要請当局の職員は、被要請当局の同意を得て、かつ、被要請当局が定める条件に従い、関税法令に違反する活動又は関税法令に違反し得る活動に関連する情報であつて、要請当局がこの協定の目的のために必要とするものを入手するため、被要請当局の事務所内に立ち入ることができる。

4 正當に権限を有する要請当局の職員は、被要請当局の同意を得て、かつ、被要請当局が定める条件に従い、被要請当局の国についてこの協定が適用される領域で行われる特定の事案に関する質問に立ち会うことができる。

5 要請当局には、要請が実施されない場合には、その旨が理由を記した書面とともに速やかに通報される。当該書面には、被要請当局が要請当局にとつて有益であると認める関連する情報が添付されることがある。

6 被要請当局は、要請当局の要請があつた場合において、適当と認めるときは、支援の要請に応じて自己がとる措置について要請当局と調整することができるよう、要請当局に対し、当該措置をとる時期及び場所を通報する。

第十四条 情報の提供形式

- 1 被要請当局は、要請当局に対し、調査の結果を関連文書その他の事項とともに書面により提供する。
- 2 1の情報は、電算化した形式とすることができる。

第十五条 支援提供義務に対する例外

- 1 被要請当局の締約国政府は、この協定の規定に基づく支援が自国の主権、安全、公の秩序その他の重大な利益（次条2に規定するものを含む。）を侵害すると考へる場合には、支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しくは要件が満たされた場合には限り支援を行うことができる。特に、各締約国政府は、秘密性又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。
- 2 被要請当局は、要請された支援の実施が現に行われている調査（関連する法執行機関による捜査を含

む。）、訴追又は司法上若しくは行政上の手続を妨げることを理由として、その支援を保留することがで
きる。この場合において、被要請当局は、自己が必要とする条件に従つて支援を行うことが可能かどうか
を決定するため、要請当局と協議する。

3 要請当局は、自己が要請されれば提供することができない支援を要請する場合には、その要請において
その事実について注意を喚起する。この場合において、当該要請への対応については、被要請当局が決定
する。

4 1及び2に規定する場合において、被要請当局の決定及びその理由は、要請当局に対しても不
正に遅滞することなく提供されなければならない。

第十六条 情報交換及び秘密性

1 この協定の規定に従つて提供されるいかなる形式のいかなる情報も、各締約国政府の国の法令に従つて
秘密のものとして取り扱うものとし、情報を受領した税関当局の国の関連法令の下で同様の情報に与えら
れる保護を享受する。ただし、情報を提供した締約国政府が当該情報の開示について事前の同意を与えた
場合は、この限りでない。

2 個人情報については、個人情報を受領する締約国政府が、当該個人情報を提供する締約国政府において
このような特定の事案に適用される方法と少なくとも同等の方法で当該個人情報を保護することを約束す
る場合に限り、交換することができる。情報を提供する締約国政府は、自己の管轄の下で適用される要件
よりも重い要件を要求してはならない。両締約国政府は、それぞれの国の法令に関する情報を相互に提供
する。

3 入手された情報は、専らこの協定の目的のために使用される。締約国政府が他の目的のために当該情報
を使用することを希望する場合には、当該情報を提供した税関当局の書面による事前の同意を得るものと
する。その使用については、当該情報を提供した税関当局の定めるいかなる制限にも従う。

4 3の規定は、この協定の規定に従つて入手した情報を、関税法令に違反する活動についてその入手の後
に開始される行政手続において証拠として使用することを妨げるものではない。両締約国政府は、自己の
証拠の記録、報告及び証言並びに行政手続において、この協定の規定に従つて入手した情報を証拠として
使用することができる。当該情報を提供した税関当局は、その使用について通報される。

5 3の規定にかかわらず、情報を受領した税関当局は、当該情報を提供した税関当局が別段の通報を行う

場合を除くほか、この協定の規定に従つて受領した情報をその締約国政府の関連する法執行機関に提供することができる。当該法執行機関は、関税法令の適正な適用のためにのみ当該情報を使用することができるものとし、この条及び次条に定める条件に従う。

6 この条の規定は、情報を受領した税関当局の国の法令に基づいて義務付けられている限度において、当該情報の使用又は開示を妨げるものではない。当該情報を受領した税関当局は、可能な限り、当該情報を提供した税関当局に対し、その開示について事前に通報する。情報を受領した締約国政府は、当該情報を提供した締約国政府による別段の同意がある場合を除くほか、適當な場合には、当該情報に係る第三者又は他の当局からの開示請求について、当該情報の秘密性を保持し、及び個人情報を保護するため、自国で適用可能な法令の下で全ての利用可能な措置をとる。

第十七条 刑事手続

- 1 この協定の規定に従つて一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該他方の締約国政府によつて使用されではならない。
- 2 1の規定にかかわらず、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において一方の締約国政府が1に規定する情

報を使用することを必要とする場合には、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報を提供した他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得る。被要請当局は、要請当局の示す合理的な期限内に迅速に回答を行うようあらゆる合理的な努力を払うものとする。

第十八条 支援経費

- 1 この協定を実施するに当たつて必要となる経費については、それぞれの締約国政府が負担する。
- 2 要請の実施中に、当該要請の実施を完了するために特別な性質の経費を要することが明らかとなつた場合には、両税関当局は、当該要請の実施を継続し得る条件を決定するために協議する。

第四章 最終規定

第十九条 見出し

この協定中の章及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十条 協議

この協定の解釈又は実施に関するいかなる問題又は紛争も、両締約国政府間の相互の協議によつて解決す

る。

第二十一条 税関協力合同委員会

1 この協定により、両締約国政府の税関当局の職員により構成される税関協力合同委員会を設置する。同委員会の会合は、双方の同意によつて定める場所及び日時において、双方が同意する議題について行う。

2 税関協力合同委員会は、特に、次のことを行う。

- (a) この協定が適正に機能するよう配慮すること。
- (b) この協定の目的に従つて税関協力に必要な措置をとること。
- (c) 税関協力に関する共通の関心事項（将来の措置及び当該措置のための資源を含む。）について意見を交換すること。
- (d) この協定の目的を達成するための解決策を勧告すること。
- (e) 内部の手続規則を採択すること。

第二十二条 効力発生及び有効期間

1 両締約国政府は、署名により、この協定に拘束されることについての同意を表明する。

2 この協定は、署名の日に効力を生ずる。

3 この協定は、両締約国政府間の外交上の公文の交換を通じた両締約国政府の合意により改正することができる。その改正は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、両締約国政府が外交上の公文を交換する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4 一方の締約国政府は、他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。その終了は、当該他方の締約国政府に対する通告を行つた日から三箇月で効力を生ずる。この協定の終了の前に受領した支援の要請については、この協定に従つて完了させるものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十一 年一月十三日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために